

Ⅳ 日本における企業の社会保障負担の変化 —SNA データに基づく事業主負担率の計測—

前 川 聡 子

はじめに

- 1 社会保障負担の現状
 - 2 企業の社会保障負担率（事業主負担率）の計測
- おわりに

はじめに

超高齢社会を目前に控え、年金・医療をはじめとする社会保障財政は厳しさを増している。年金に関しては、基礎年金の国庫負担引き上げ財源が不足し、2011年度の第3次補正予算では、復興債による震災復興費の調達の中に、復興とは本来異なるはずの基礎年金国庫負担の不足分を組み込む事態になっている。健康保険についても、2010年度には、大企業の雇用者が加入している健康保険組合の76%が赤字となり、赤字総額も4154億円と過去最高を記録した（日本経済新聞2011年9月9日朝刊）。

このような厳しい財政状況を反映して、現時点で議論されている社会保障改革案の多くは、財源確保や給付抑制を目的としたものとなっている。年金については、既に2004年度の年金制度改正に基づく保険料率の段階的な引き上げが行われていることから、給付のさらなる抑制手段として給付開始年齢の引き上げが検討されている。健康保険では、健康保険の保険料引き上げや加入要件の緩和（就労時間が週30時間以上であったのを週20時間以上に短縮）などが議論

となっており、さらに介護についても、介護利用料の引き上げや、介護保険料の負担増（健康保険組合、共済組合の保険料負担の引き上げ）が検討されている。

負担増が問題になっている健康保険や介護保険については、加入者である被保険者の負担増が問題になるだけでなく、企業負担（雇主負担）の増加に対して業界側からも反対が出されるなど議論になっている。特に、パートに依存しているスーパーや百貨店などの業界団体では反対の声が大きい（日本経済新聞2011年10月25日朝刊）。

企業の公的負担には、法人税負担と社会保障負担があるが、このうち問題視されることが多いのは、法人税負担である。経済界は、毎年のように、法人税率の引き下げを要望している。それに対して、社会保障の企業負担（事業主負担）については、法定福利費として課税所得から控除されることもあり、これまで大きく取り上げられることはほとんどなかった。

しかしながら、グローバル化した経済で激しい国際競争にさらされている企業にとって、正規雇用のコストとなる社会保障負担（事業主負担）がさらに増えることは、国内での雇用を決める上で無視できない影響を持つようになるのではないだろうか。それは、正規か非正規かという国内における雇用形態の選択に対してはもちろんのこと、国内雇用と海外雇用の選択に対しても影響を与える可能性も否定できない。

これらの問題点を考える上で、まず重要になってくるのが、そもそも、企業の社会保障負担（事業主負担）は現在どの程度の水準になっているのか、法人課税負担と比して重いのかどうかという実態である。しかしながら、企業の社会保障負担（事業主負担）の規模は把握しやすいものの、それが企業にとってどの程度の負担率になっているのかは十分に明らかにされているとはいえない。

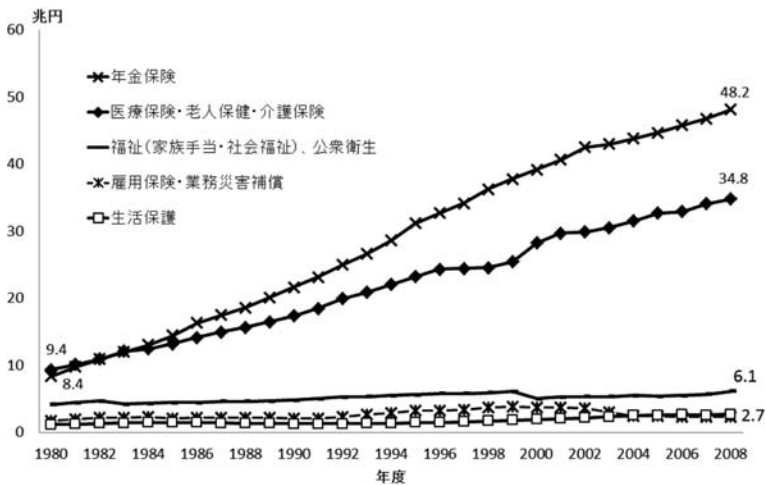
そこで本稿では、企業の社会保障負担の平均的な負担率を時系列で計測し、企業の社会保障負担の変遷と現状を明らかにする。具体的には、『国民経済計

算』をはじめとするマクロデータを基に、企業の社会保障負担の平均負担率を推計し、それが近年、急速に上昇している実態を明らかにする。

以下の構成は次の通りである。次節では、社会保障負担の現状について、企業の事業主負担規模の推移とその制度別内訳を示し、社会保険（年金、医療、介護）に係る負担が増加していることを明らかにする。2節では、社会保障負の企業受取に対する比率（企業の平均的な社会保障負担率）の計測結果を提示しながら、企業の社会保障負担率の実態・問題点を明らかにする。

1 社会保障負担の現状

政府が支出する社会保障給付は、1990年代以降、急速に増加してきた。図IV-1は社会保障給付額の推移を制度別に示したものである。この図に表されているように、1980年度には24.8兆円であった給付総額は、2008年度には94兆円に



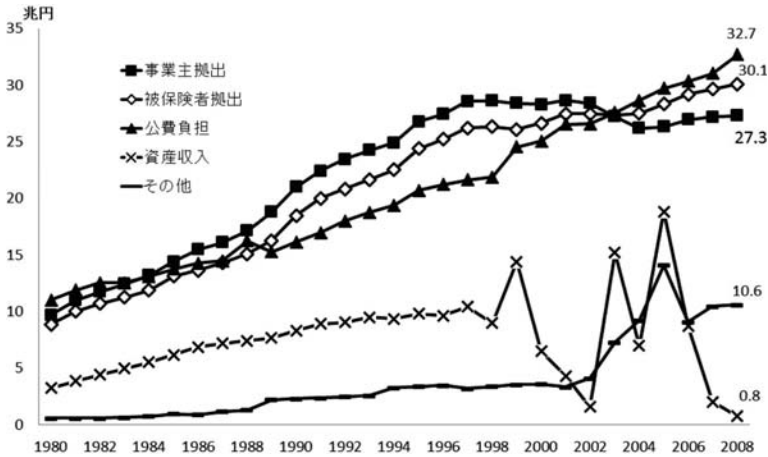
出所) 国立社会保障人口問題研究所「社会保障統計年報データベース」

図IV-1 制度別・社会保障給付費の推移

も拡大した。中でもとりわけ増加が著しいのは、年金と医療（老人保健・介護含む）である。年金については、1980年度に8.4兆円であった給付は、2008年度には約6倍の48.2兆円、医療・介護については、1980年度の9.3兆円から2008年度は4倍近い34.8兆円に増加している。

これら社会保障給付をまかなうため、政府は、社会保険料を家計や企業から徴収するとともに、公費負担、資産収入などもあてている。2008年度においては、家計の保険料負担（被保険者拠出）は30.1兆円、企業の保険料負担（事業主拠出）は27.3兆円、公費負担は32.7兆円で、資産収入は0.8兆円、その他が10.6兆円であった。負担規模も、社会保障給付の拡大に応じて増加しており、図Ⅳ-2に示されているように、保険料負担、公費負担とも、その規模は1980年度には約10兆円程度であったが、2008年度にはその約3倍になっている。

負担の増加に加えて特徴的なのは、2003年度以降、公費負担が拠出額を上回るようになってきていることと「その他」の財源が増加していることである。特に、「その他」については、2002年度までは2～3兆円程度であったのが、2003年度

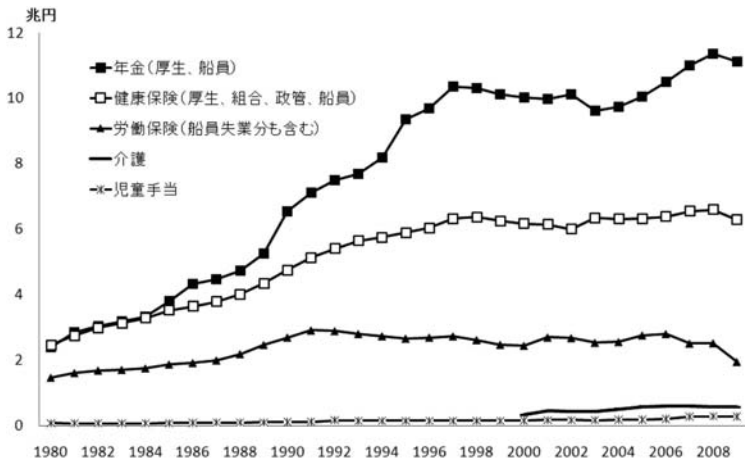


出所) 国立社会保障人口問題研究所『社会保障給付費』平成20年度版

図Ⅳ-2 財源別・社会保障負担額の推移

には7兆円と倍増し、2004年度以降は、平均して9～10兆円規模になっている(2005年度のみ14兆円)。これは、2004年の公的年金制度改正において基礎年金の国庫負担割合を1/3から1/2に引き上げることが決まり、それが2004年度から段階的に実施されてきたためであると考えられる。公費負担もこの時期から家計や企業の負担(拠出額)を超えているが、それだけでは不足が生じ、特別会計の余剰金(いわゆる「埋蔵金」)から補填してきた。それが、公費負担や「その他」の推移に反映されていると考えられる。

ここで、本稿での分析対象となる企業の社会保障負担(事業主負担)について詳しくみておこう。事業主負担とは、労使折半となっている厚生年金、組合健康保険、政府管掌健康保険(現 協会けんぽ)等の保険料負担のうちの事業主分である¹⁾。図IV-3はその規模を時系列で示している。給付規模を反映して、事業主負担も年金負担が最も多く、健康保険がそれに次いだ規模となっている。



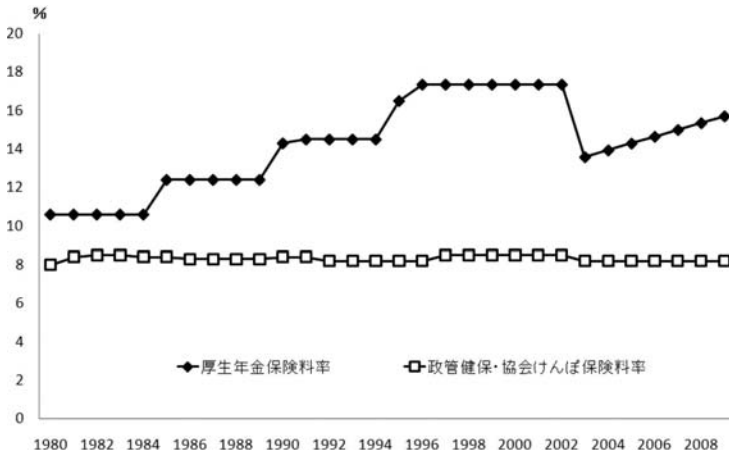
出所)『国民経済計算』2009年度確報(93SNA)

図IV-3 制度別・企業の社会保障負担(拠出)額の推移

1) 共済組合(公務員、私学教職員)負担分は除く。

年金保険分も健康保険分も1980年代から右肩上がりが増加しているが、健康保険分が1990年代後半から近年まではほぼ横ばいの約6兆円であるのに対して、年金保険分は2000年代に入ってから増加し続けており、2009年度には約11兆円の負担となった。

年金保険分が増加し続けているのは、上でも述べた2004年年金制度改正の影響である。この改正で、厚生年金の保険料率は2004年から2017年まで毎年0.354%（労使折半）ずつ引き上げられることとなった。このことは、法定保険料率の推移からも明らかである。図IV-4は厚生年金保険料率と政管健保・協会けんぽの保険料率を図示したものである。この図に表されているように、健康保険の保険料率は平均して8%が維持されてきたのに対し、厚生年金保険料率は、1980年代から段階的に引き上げられ、2004年度以降は毎年上昇している。なお、2003年度に厚生年金保険料率がいったん下がっているのは、この年から、「総報酬制」が導入されたためである。これは、保険料徴収対象の報酬の範囲を広げた制度であり、それまで保険料率が課せられていた標準報酬に賞与も加えられ



出所) <http://3times.info/shakaihoken/nenkin-ryoritsu.html>

図IV-4 年金・健康保険の保険料率の推移（1980～2009年）

ることになった。ただし、保険料率が総報酬制前の水準のままであれば、徴収対象が拡大したことによる負担の急増を招く。そこで、負担急増を回避するため、図Ⅳ-4に示されているように、2003年度は保険料率が低下した²⁾。

しかしながら、ここで注意する必要があるのは、図Ⅳ-4に示されているのは制度上定められた表面的な負担率にすぎないという点である。図Ⅳ-3の負担額も、企業（事業主）負担の総額であり、実際に、企業にとって社会保障への拠出がどの程度の負担になっているのかについては明らかではない。

そこで、次節では、マクロデータを用いて企業の平均的な社会保障負担率を時系列で計測することにより、社会保障の企業負担の推移と現状を明らかにする。

2 企業の社会保障負担率（事業主負担率）の計測

(1) 利用データと算出方法

社会保障の公的な負担水準を表す指標として一般的なものは、社会保障負担率である。これは、国民所得に対する社会保険料収入の比率をとったものである。この社会保障負担率と、国民所得に対する租税収入の比率である租税負担率とを合わせると国民負担率になる。これらの指標は、『国民経済計算』のデータに基づいて計算されていることから、租税や社会保障の負担を国際比較する際などに広く活用されている。

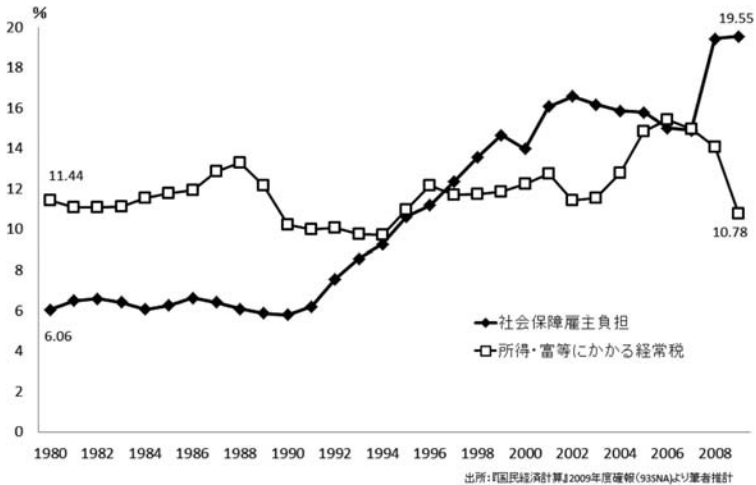
ただし、これらは一国全体での平均的な負担率であるため、それがそのまま家計や企業での負担率を表しているとは言い難い。そこで本稿では、企業の社会保障負担率（事業主負担率）を明らかにするにあたり、一般に利用されている社会保障負担率を企業レベルで計測しなおすこととした。

2) 健康保険でも、総報酬制の導入に伴って保険料率を下げたが、8.5%から8.2%と下げ幅は小さかった。これに対して、厚生年金の保険料率は17.35%から13.58%へと4%近くも下がった。

具体的には、『国民経済計算年報』（2009年度確報・93SNA）所収の年度データ（1980年度～2009年度）をベースに企業の社会保障負担額を企業の収入額で除することにより、企業の平均的な社会保障負担率を計測した。比較対象として、企業部門の租税負担率も計測した。租税負担率は、企業の租税負担額を同じく企業の収入額で除して算出している。これらの計測に必要なデータ項目は、企業の社会保障負担、税負担、および企業収入に該当するデータである。

企業の社会保障負担額については、『国民経済計算年報』の「付表10 社会保障負担明細表」に掲載されている「雇主の現実社会負担」を使った。なお、本稿では民間企業の公的な負担を対象とするため、付表10に掲載されているデータのうち「4. 共済組合」と「8. 基金」は除いている。

企業の税負担額については、『国民経済計算年報』「2. 制度部門別所得支出勘定」のうち「(2) 所得の第2次配分勘定」にある「所得・富等に課される経常



出所)『国民経済計算』2009年度確報(93SNA)より筆者推計

図Ⅳ-5 企業の税負担率および社会保障負担率（事業主負担率）の推移

税」を使った。

企業の収入額についても、『国民経済計算年報』「2. 制度部門別所得支出勘定」を利用し、その中の「(1) 第1次所得の配分勘定」にある「受取」を使った。国民経済計算では、非金融と金融に分かれているため、「非金融法人企業」と「金融機関」の「受取」を合計したものを使っている。

(2) 計測結果・考察

企業の社会保障負担率と税負担率の計測結果を提示したのが図IV-5である。この図に示されているように、今回の計測で明らかになったことは二つある。一つは、企業の社会保障負担率が1990年代から急速に上昇を続けているということである。1980年代は約6%の水準で推移してきたのに対し、1990年代に入ると、1992年度7.6%、1993年度8.6%と毎年約1%ずつ上昇し、1995年度には10.6%となり、企業の税負担率とほぼ同水準となった。その後も、ほぼ横ばいとなった税負担率とは対照的に社会保障負担率は上昇を続け、2002年度には16.6%にまで達した。2003年度以降は、総報酬制導入による保険料率低下で社会保障負担額が抑えられたことと、好景気（戦後最長の景気拡大期（2002年2月～2008年2月））による企業の受取増加の影響で負担率は低下傾向にあったものの、2008年のリーマンショックによる不景気で企業の受取が急減したため、社会保障負担率は一気に19.6%まで上昇している。

このような1990年代以降の企業の社会保障負担率の急激な上昇の結果、社会保障負担率と租税負担率は1990年代後半以降に逆転し、社会保障負担率が租税負担率を上回るようになった。これが計測により明らかになったことの2つ目である。計測期間中、企業の租税負担率も上昇や低下の変動があり、2006年度には一時的に16%近くにまで上昇したものの、その後は低下し、2008年度には10.6%と1980年度の11.4%とほぼ同水準になっている。

企業部門全体の平均的な水準であるとはいえ、租税負担率を上回る社会保障負担率が生じているにもかかわらず、経済界が常に問題視しているのは法人税

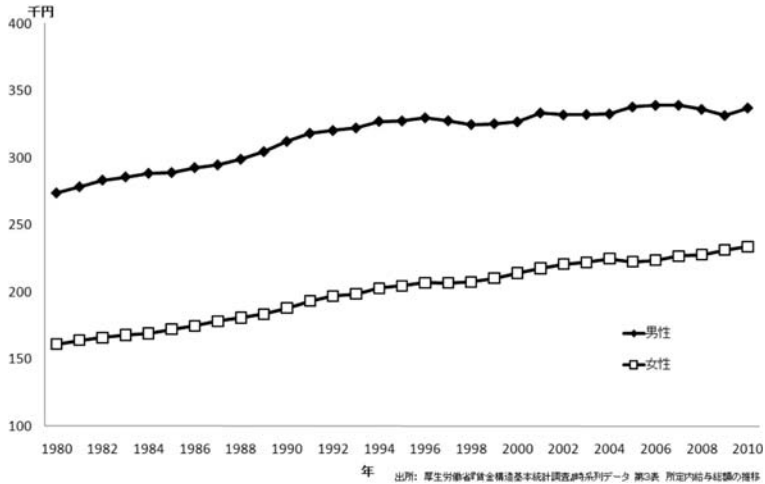
負担の重さであり、企業の社会保障負担の重さは税負担ほど問題にされない。負担引き下げ要望も、基本的には法人税負担の引き下げが中心である。

税負担と社会保障負担に対する経済界の位置づけに温度差が生じているのは、企業の社会保障負担が課税上、損金算入扱いになっているからだと考えられる。そのため、社会保障負担の増加は損金算入の増加となり、その分、課税所得が縮小される。課税所得の縮小は税負担の軽減を意味するから、企業にとって、実務上、企業の社会保障負担率の上昇は、税負担ほど深刻なものとはみなされていないと考えられる。

しかしながら、企業にとって深刻なものではないというだけで、単純に、企業の社会保障負担の上昇には問題がないと結論づけてしまうのは早急である。従来、経済学では、社会保障の事業主負担は、企業だけでなく家計にも帰着すると考えられてきた（太田（2006）など）。典型的な例は、事業主負担分を賃金に完全に転嫁するケースである。この場合、雇用者の受取賃金は、事業主負担が増える分だけ減ることになる。現実には、社会保障の事業主負担分を100%完全に賃金に転嫁することは難しい。理論的にも、事業主負担の転嫁の程度は、労働供給や労働需要の価格（賃金）に対する弾力性の大きさによって決まると考えられている。

社会保障の事業主負担がどの程度賃金に転嫁されているのかを正確に計測することは難しい。しかしながら、計測期間中の賃金の推移をみると、事業主負担の賃金への転嫁が生じている可能性は否定できない。図IV-6は勤労者の所定内給与額（一人あたり月額、男女別）を消費者物価指数（食料及びエネルギーを除く総合、2005年基準）で実質化した値を示している。女性の実質賃金はゆるやかに上昇しているが、男性の実質賃金は、1996年頃から伸び悩み、平均して月額33万円の水準で止まっている。実質値であるから、この間のデフレによる賃金抑制は考慮されている。デフレの影響を除いても賃金が抑制されている原因の1つに、社会保障の事業主負担の賃金への転嫁がないと言い切れない。

IV 日本における企業の社会保障負担の変化



出所) 厚生労働省『賃金構造基本統計調査』時系列データ 第3表 所定内給与総額の推移

図IV-6 所定内給与総額（実質）の推移

賃金への転嫁の他に、企業の社会保障負担が抱える問題として挙げられるのは、雇用形態への影響である。事業主負担が課せられるのは、正規雇用についてである。それに対して、パートやアルバイトなど労働時間の短い非正規雇用は、厚生年金や健康保険の加入要件から外れるため、事業主負担は生じない。正規雇用者数と非正規雇用者数の動きをみると、正規雇用者数は1997年の3812万人をピークに減少し続けており、2010年には3355万人であった。一方、非正規雇用者数は増加の一途をたどっており、1997年には1152万人であったのが2010年には1756万人になっている。非正規雇用の増加の背景には、当然のことながら、バブル経済崩壊後の「失われた20年」の中で、景気低迷による雇用調整で非正規雇用が増えたという事情がある。しかしながら、それだけではなく、社会保障の事業主負担増加による正規雇用のコスト増の影響も否定できないのではないだろうか。さらに、厚生年金や健康保険の加入要件である就労時間の短縮が議論されていることも考慮すると、今後は、正規雇用と非正規雇用の代替

だけでなく、国内雇用と海外雇用の代替も問題になる可能性がある。

以上のような企業の社会保障負担をめぐる問題への対応を検討するためには、まずは本稿で示したように企業の社会保障負担率が上昇している実態を明らかにすることが重要である。その上で、その上昇が賃金や企業の労働需要に与える影響についても分析を行う必要がある。

おわりに

厳しさを増す社会保障財政を持続可能で安定したものにするため、社会保障負担の増加が検討されている。一般には家計の負担増加が問題視される傾向にあるが、企業も家計（被保険者）と折半で負担していることから、企業の負担も増加する。企業の社会保障負担は雇用コストにつながることから、その増加が企業の国内雇用調整に大きな影響を与える可能性がある。しかしながら、企業の社会保障負担の実態は十分には明らかにされてこなかった。そこで、本稿では、『国民経済計算』のデータを利用して企業の社会保障の平均的な負担率（事業主負担率）を計測した。その結果、企業の社会保障負担率（事業主負担率）は1990年代以降に急速に上昇し、90年代後半になるとその水準が法人税負担率を上回るようになってきていることが明らかとなった。

次に問題となるのは、企業の社会保障負担が他に及ぼす影響である。主に考えられるのは次の2点である。第一に、企業の社会保障負担はどの程度賃金に転嫁されているのか、という点である。先述したとおり、経済学では、企業の社会保障負担は、労働供給および需要の賃金弾力性の大きさに応じて、家計（賃金）にも転嫁される部分があると考えられている。実際、勤労者の実質賃金は、1990年代後半以降、伸び悩んでいることを考慮すると、同じ時期に上昇してきた企業の社会保障負担は、雇用者の賃金を抑えることで家計に転嫁されているのではないかと考えられる。

第二に、企業の社会保障負担の影響として問題になるのは、企業の社会保障

負担の上昇が企業の国内労働需要にどのような影響をもたらすのかという点である。とりわけ、正規雇用と非正規雇用の間の代替、雇用調整が問題になる。週20時間以上就労する場合であれば、非正規雇用にも社会保障負担がかかることが検討されていることをふまえると、国内雇用（非正規雇用）と海外雇用との間の代替についても注意する必要があるだろう。

これら2つの問題点については、既に日本でも研究が行われている。第一の点である企業の社会保障負担（事業主負担）の転嫁については、既にTachibanaki and Yokoyama (2008)、岩本・濱秋 (2009) などで計量分析が行われているが、結果は研究ごとに異なり、社会保障の事業主負担が転嫁されているかどうかは判明しない。健康保険組合連合会 (2011) でも、ドイツ、フランス、韓国、アメリカ 健康保険制度における事業主負担と事業主の役割についての調査研究とあわせて日本についても触れているが、企業が社会保障負担を賃金に転嫁しているとの明確な結果は得られていない。

第二の点である社会保障負担と雇用調整に関しては、酒井 (2009) では、2007年に行われた中小企業へのアンケート調査（「税制と社会保障に関する中小企業調査」）をまとめている。その結果、非正規雇用の割合の大きな企業ほど、事業主負担が増えると非正規雇用による調整を行う確率が高いことや、非正規雇用にも占める短時間労働者の割合が多い企業ほど、非正規雇用への代替を選択肢として検討する傾向が強いことが示されている。しかしながら、正規雇用と非正規雇用との代替と社会保障負担との関係を統計的に分析したものはほとんどない。

今後は、企業の社会保障負担が賃金や雇用調整に及ぼす影響を実証的に明らかにすることを課題として取り組みたい。

参考文献

- 岩本康志・濱秋純哉「社会保険料の帰着分析」国立社会保障・人口問題研究所編『社会保障財源の効果分析』東京大学出版会、第2章、pp.37-61、2009年
- 太田聡一「社会保険料の事業主負担部分は労働者に転嫁されているのか」『日本労働研究雑誌』

573, pp.16-19. 2008年

健康保険組合連合会『健康保険制度における事業主の役割に関する調査研究』2011年

酒井 正「社会保険料の事業主負担と賃金・雇用の調整」国立社会保障・人口問題研究所編

『社会保障財源の効果分析』東京大学出版会、第3章、pp.63-91. 2009年

Tachibanaki, T. and Y. Yokoyama “The Estimation of the Incidence of Employer Contributions to Social Security in Japan”, *The Japanese Economic Review*, Vol.59, No.1, pp.75-83. 2008